

令和6年度平塚市福祉施設食材料費高騰対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、食材料費の物価高騰による影響を受けた福祉施設を運営する事業者の事業継続及び当該福祉施設の利用者への安定した食事の提供を行うため、予算の範囲内において、食材料費の一部を補助することについて、補助金等の交付に関する規則(昭和54年規則第4号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 平塚市福祉施設食材料費高騰対策補助金(以下「補助金」という。)の交付を受けることができるものは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 令和7年3月31日に次のア、イ又はウのいずれかの法律に基づく指定、許認可等を受けている事業所(別表の補助対象の欄に定めるものであって、市内にあるものに限る。)を有しているもの

ア 児童福祉法(昭和22年法律第164号)

イ 介護保険法(平成9年法律第123号)

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)

(2) 市税の滞納がないもの

2 前項の規定にかかわらず、市長が適切でないと認めるものは、補助金の交付を受けることができない。

(補助対象からの排除)

第3条 前条第1項の規定にかかわらず、市長は、平塚市暴力団排除条例(平成23年条例第9号。以下「暴力団排除条例」という。)第8条に規定する必要な措置として、次の各号のいずれかに該当するものは、補助金の交付の対象としないものとする。

(1) 暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団

(2) 暴力団排除条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等

(3) 法人格を持たない団体であって、代表者が暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等に該当するもの

2 市長は、必要に応じて、第6条第1項の規定により補助金の交付を申請したもの又は

第7条の規定により補助金を交付する旨の通知を受けたもの（以下「補助該当者」という。）が前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

（補助対象経費）

第4条 補助金の対象となる経費は、補助対象期間に第2条第1号に規定する事業所において使用した食材料費に要する費用とする。

2 前項の補助対象期間（以下「補助対象期間」という。）は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。ただし、令和6年4月2日以後に食事の提供を開始した事業所にあつては、当該開始日から令和7年3月31日までとする。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、別表に掲げる区分に応じそれぞれ同表の1人当たり補助金額の欄に掲げる補助金額に、令和7年3月31日における利用者数を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第2項ただし書に該当する事業所にあつては、前項の規定により算定した額に、補助対象期間中のうち食事の提供を行う月数及び12分の1を乗じて得た額（10円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とする。

（補助金の交付申請等）

第6条 補助金の交付を申請しようとするものは、平塚市福祉施設食材料費高騰対策補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、令和7年5月30日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があるものと認めるときは、令和7年6月30日までに提出することができる。

（1） 平塚市福祉施設食材料費高騰対策補助金誓約書（第2号様式）

（2） 令和7年3月31日における利用者数が分かる書類

（3） 令和6年4月1日以後に、主に食材料費の物価高騰による影響を受けた食材料費に係る利用者負担分の引上げを実施した事業所にあつては、その引上げ額が分かる書類

（4） その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による補助金の交付の申請があつた場合においては、規則第11条第2項の規定により同条第1項の規定による報告を省略するものとする。

（決定通知）

第7条 市長は、補助金の交付を決定した場合には、平塚市福祉施設食材料費高騰対策補助金交付決定通知書（第3号様式）により、前条第1項の規定により補助金の交付を申請したものに通知するものとする。補助金の不交付を決定した場合についても、同様とする。

（補助金の請求）

第8条 補助該当者は、市長の定めるところにより、補助金の支払を請求できるものとする。

（決定の取消し）

第9条 市長は、規則第13条に定めるもののほか、補助該当者がこの要綱の規定に反したとき、その他補助金を交付することに不適當な事情があると市長が認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則（令和7年3月12日決裁）

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、決裁の日（令和7年3月12日）から施行する。

（準備行為）

2 第6条第1項の規定による補助金の交付の申請のための準備行為その他の行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

（失効）

3 この要綱は、令和8年3月31日（以下「失効日」という。）限り、その効力を失う。ただし、失効日において第7条の規定により補助金の交付の決定を受けているものについての決定の取消し等の規定の適用については、失効日後もなおその効力を有する。

別表（第2条、第5条関係）

区分	補助対象	1人当たり補助金額 (年額)
介護保険サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護老人福祉施設 ・ 介護老人保健施設 ・ 短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護を提供する事業所 	14,000円
障がい福祉サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設入所支援又は共同生活援助を提供する事業所 ・ 障害児入所施設 	

備考 令和6年4月1日以後に、主に食材料費の物価高騰による影響を受けた食材料費に係る利用者負担分の引上げを実施した事業所にあつては、その引上げ額に応じた金額を補助金額から減額する。